

## 仕 様 書

- 1 委託名称 エネルギーセンター樹木剪定及び伐採業務
- 2 履行場所 高槻市前島三丁目8番1号 エネルギーセンター 地内
- 3 履行期間 令和8年契約締結日から令和9年3月31日まで
- 4 作業内容
  - (1) 受注者は本市が指定する樹木及び範囲において、剪定、伐採及び除草作業を行うこと。なお、剪定、伐採作業及び除草を行う場所、樹木の本数等は別図・別表に示す。
  - (2) 業務に必要な機材等については受注者が用意するものとする。
  - (3) 作業に当たっては、作業日を本市と調整すること。また、作業時間は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時から午後4時までとする。
  - (4) 剪定及び伐採くず等については、法令等を遵守の上、受注者が適正に処理すること。
  - (5) その他業務上必要となる措置を講じること。
- 5 注意事項
  - (1) 作業実施に際しては、本市職員の指示に従い、廃棄物処理業務に支障のないように行うこと。
  - (2) 本市の施設、設備等に損害を与えた場合はその賠償の責を負うこと。
  - (3) 引渡しについては、業務完了後本市係員立会いの上、本市係員が良好と認めた上で引き渡すものとする。
  - (4) 関係法令を遵守し施工すること。
  - (5) 仕様書に明記のない事項が発生した場合には、双方協議の上で決定するものとする。
- 6 提出書類  
受注者は、作業終了後、速やかに請求書、完了届及び作業報告書を提出すること。  
なお、作業報告書には作業前・作業中・作業後の写真を添付すること。

## 7 安全衛生等

- (1) 本市の業務との調整を行い、安全を確保するものとする。
- (2) 公衆・従業員及び本市職員等の安全を確保するため、安全対策を講ずるものとする。なお、業務の履行に必要な安全対策器具は、原則として受注者が準備するものとする。
- (3) 施設等への火災を防止するため、火気の適正な取扱及び後始末を徹底するものとする。

## 8 環境への配慮

- (1) 受注者は業務に従事する者に本市の環境方針を熟知すること。
- (2) 環境への負荷低減及び環境への配慮の推進の取り組みについて協力するよう努めること。

## 9 内部通報に関する事項

- (1) 受注者又は受注者が本仕様書に定める業務等に従事させる者（以下「従事者」という。）は、当該業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、高槻市職員等からの内部通報に関する規則（平成24年高槻市規則第45号）に基づき、その事実を本市に通報することができる。
- (2) 受注者は、前項について、契約後すみやかに、従事者に周知するものとする。



